



令和7年度上山市不妊治療費助成



上山市では、医療保険適用後の不妊治療に係る自己負担額に対し助成を行うことで、経済的負担を軽減し、不妊治療に取り組んでいる方を応援します。

■助成対象者

次の1～3の要件をすべて満たす者

- 1 夫婦（事実婚含む）のいずれかが市内に住所がある者
- 2 山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成が決定した者
- 3 他市町村から助成を受けていない者



上山市こども家庭センター
公式キャラクター ふたぼちゃん

■助成内容

不妊治療（併用して実施される不妊治療に係る先進医療含む）に要した費用のうち、山形県不妊治療費助成額を差し引いた額。ただし、その額が9万円を超える場合は9万円が上限です。

◇不妊治療費助成の仕組み（治療費は例であり、個々の治療内容や期間により異なります）

例：採卵術 50万円

自己負担額 15万円（医療保険適用のため3割負担）

この場合、不妊治療費として山形県から5万円、上山市から9万円（上限）が助成されるので、自己負担額が実質1万円となります。

■申請手続きに必要なもの

- ・上山市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（ホームページよりダウンロード可）
- ・不妊治療費助成事業申請用証明書（ホームページよりダウンロード可）
- ・山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成金給付決定通知書の写し
- ・申請者名義の振込先通帳の写し、印鑑

※上山市への申請は、1回の治療終了日から1年以内としていますが、山形県不妊治療費助成制度は治療を行った日によって申請期限が決まっています。事前に県のホームページや村山保健所でご確認ください。

■山形県助成金の申請・問合せ先

山形県村山総合支庁（村山保健所） 子ども家庭支援課

〒990-0031 山形市十日町 1-6-6 電話 023-627-1203

上山市こども家庭センター（子ども子育て課内）11番窓口
〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 電話 672-1111 内線 169・198